平成３０年（再ロ）第１号
福岡県筑後市大字一条684番地23
再生債務者　一法師一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月11日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

平成３０年（再ロ）第１号
広島県三原市港町３丁目８番１―201号
再生債務者　八杉　尚美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月12日　広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（再ロ）第３号
兵庫県西宮市宮西町１番６号
再生債務者　平　　聖子（旧姓茂木）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月12日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成３０年（再ロ）第１号
三重県伊勢市御薗町長屋1089番地２　コーポそよかぜＢ　101号室
再生債務者　長谷川広司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月11日
津地方裁判所伊勢支部再生係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年６月６日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成30年６月20日
東京都千代田区岩本町１丁目２番15号東京エムワイビル４階
日本工業炉厚生年金基金
代表清算人　小林　太郎

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年６月６日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
1．代表清算人氏名　小林　太郎
2．住所　大阪府大阪市西区南堀江１丁目２番14号
平成30年６月20日
日本工業炉厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年５月30日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成30年６月20日
福岡県福岡市中央区高砂１丁目18番14号
全九州電気工事業厚生年金基金
代表清算人　花元　英彰

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年５月30日をもって清算結了の承認を受けたので、厚生年金基金令第43条により公告します。
1．代表清算人氏名　花元　英彰
2．住所　福岡県福岡市中央区高砂１丁目18番14号
平成30年６月20日
全九州電気工事業厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成30年６月20日　　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
中学校教諭一種免許状、社会、平12中１第18745号、平成12年３月31日、東京都教育委員会
2　失効年月日　平成30年３月29日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
狩野　　剛　宮城県

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成30年６月20日　　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
(1)　中学校教諭一種免許状、国語、昭54中１第24410号、昭和54年３月31日、東京都教育委員会
(2)　高等学校教諭一種免許状、国語、書道、昭54高１第25887号、昭和54年３月31日、東京都教育委員会
2　失効年月日　平成30年３月29日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
大室　秀寿　神奈川県

公示送達

行政不服審査法第51条第３項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。
平成30年６月20日
江戸川区長　多田　正見
1　送達を受けるべき者の居所及び氏名
江戸川区松島四丁目２―16―105
審査請求人　陳　　彩麗
2　平成29年３月10日に提起された審査請求について、当区は平成30年５月30日裁決をし、裁決書の謄本を送付したが、送達することができなかった。よって、当該裁決書の謄本は当区において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当区に出頭のうえ受領されたい。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年六月七日
掲載頁　五十三頁（号外第一一二号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年六月七日
掲載頁　五十三頁（号外第一一二号）
平成三十年六月二十日
東京都板橋区前野町三丁目四三番七号
(甲)　株式会社松沢書店
代表取締役　松澤　伸伍
東京都板橋区前野町三丁目四三番七号
(乙)　株式会社シンワホールディングス
代表取締役　松澤　伸伍

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年二月二十七日
掲載頁　一〇六頁（号外第三十九号）
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成三十年六月二十日
長野県駒ケ根市上穂栄町六番七号
(甲)　株式会社ホンマチ
代表取締役　小林　治人
長野県駒ケ根市上穂栄町六番七号
(乙)　有限会社ホンマチ
代表取締役　後藤　直弘